



第2期 利尻富士町子ども・子育て支援事業計画

(計画期間 令和2年度～令和6年度)



北海道 利尻富士町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の期間	2
3. 計画の位置づけ.....	2
4. 計画の対象	2
5. 基本理念	2
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状	3
1. 人口・世帯の動向.....	4
(1) 人口の状況	4
2. 保育サービス等の状況	7
(1) 保育所の状況.....	7
(2) 小・中学校の状況	8
第3章 計画の基本的目標	9
1. 計画の方向性と基本目標.....	10
2. 計画の施策体系.....	11
第4章 教育・保育提供区域の設定	12
1. 教育・保育提供区域の考え方	13
(1) 提供区域とは.....	13
(2) 考え方.....	13
2. 教育・保育提供区域の設定.....	13
(1) 利尻富士町における教育・保育提供区域.....	14
(2) 利尻富士町における地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定	14

第5章 量の見込みと確保の内容	15
1. 量の見込みの考え方	16
(1) 認定区分	16
2. 提供体制と確保と実施時期	16
(1) 1号認定	16
(2) 2号認定	17
(3) 3号認定（0歳児、保育所を利用希望）	17
(4) 3号認定（1. 2歳児、保育所を利用希望）	18
(5) 2～3号認定	18
3. 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	19
(1) 対象事業	19
(2) 量の見込みと確保方策等	19
4. 教育・保育の一時的提供の推進の検討（認定こども園について）	23
(1) 認定こども園の特徴	23
(2) 認定こども園の取り扱いについて	23
5. 教育・保育施設の質の向上	24
6. 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保育休取得普及に向けた施策	24
7. 子どもに関する専門的知識及び技術を要する支援に関する道との連携	24

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、過疎化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、全ての市町村に次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）の策定が義務付けられました。

利尻富士町においては、平成17年3月に「利尻富士町次世代育成支援推進行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として各種の子育て支援策に取り組んできました。

さらに、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定、本町では平成27年度に創設された「子ども・子育て支援新制度」に基づき新たに「第1期利尻富士町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～31年度）を策定し、様々な支援に取り組んできたところです。

しかし、家庭及び地域を取り巻く環境は多様化しており、出産・子育ての満足感の個人差、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭や、子ども・子育て支援への質・量の不足など、子ども・子育てをめぐる現状と課題に対し、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進するため「第2期利尻富士町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

子ども・子育て支援制度における「子育てをめぐる現状の課題」

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量とも不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の進行の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

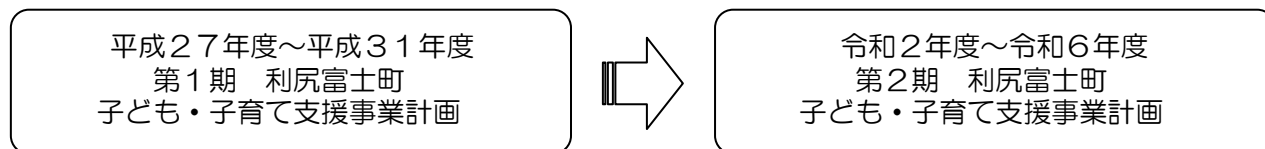
- ・待機児童の解消
- ・地域保育を支援
- ・教育、保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の充実

※ 内閣府資料

2. 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和2年度から令和6年度とします。



3. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、全ての子どもたちの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的としております。

また、「利尻富士町まちづくり創造総合計画」を上位計画とし、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等の様々な分野にわたり、総合的な展開を図るものであります。

4. 計画の対象

本計画のいう「子ども」とは、児童福祉法における“児童”の定義「満18歳に満たない者」を踏まえ、高校生までを指します。

しかし、地域全体で子育てを支えるという観点から、一部の施策については、今後親となる若い世代、更には町民全体を対象とするものです。

5. 基本理念

本町の子ども子育て支援対策の目指す方向性として次の基本理念を定めます。

利尻富士のふもとで『子どもが健やかに生まれ育つ地域づくり』

本町では、子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応し、次代を担う子ども達がこの豊かな自然の中で伸び伸びとすこやかに育つことのできる地域づくりを計画的に推進し、利尻富士町の将来が活力ある豊かなものになることを基本理念として策定します。

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

1. 人口・世帯の動向

(1) 人口の状況

① 人口の推移

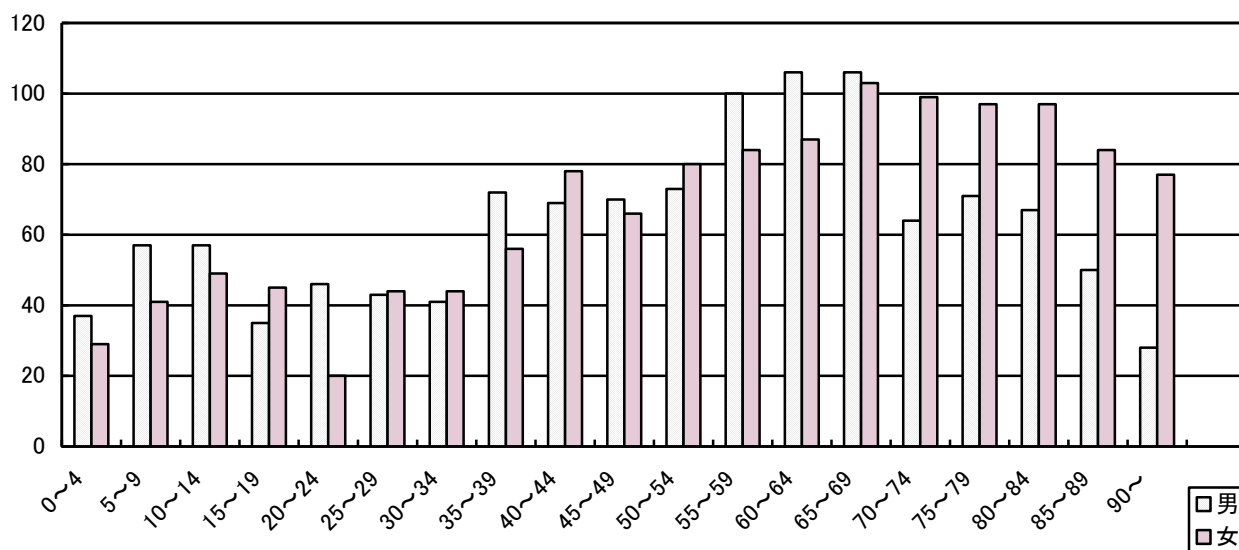
住民基本台帳による本町の人口は平成31年3月31日現在で2,472人となっており、前期計画の平成26年と比較すると280人（-10.2%）の減少となっています。

区分	H27	H28	H29	H30	H31
男	1,293	1,263	1,248	1,211	1,192
女	1,430	1,386	1,338	1,303	1,280
計	2,723	2,649	2,586	2,514	2,472

基準日 4月1日（人）

② 年齢別人口

	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
男	37	57	57	35	46	43	41	72	69	70
女	29	41	49	45	20	44	44	56	78	66
	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～	計
男	73	100	106	106	64	71	67	50	28	1,192
女	80	84	87	103	99	97	97	84	77	1,280



③ 児童人口

平成31年現在の児童人口は327人で、5年前の平成26年と比較すると53人の減少となっており、総人口の減少に比例し児童人口も減少が続いています。

区分	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	15	18	7	12	17
1歳	17	16	17	7	13
2歳	21	18	18	15	7
3歳	25	24	16	16	13
4歳	15	23	24	15	16
5歳	25	18	23	23	18
6歳	23	24	16	21	21
7歳	22	22	25	16	22
8歳	30	21	20	23	14
9歳	20	30	22	19	23
10歳	28	21	29	20	18
11歳	24	25	20	28	20
12歳	24	23	25	19	27
13歳	16	24	20	23	18
14歳	16	16	24	20	23
15歳	12	16	17	22	20
16歳	18	12	14	16	22
17歳	20	18	13	15	15
計	371	369	350	330	327

基準日 4月1日 (人)

④ 世帯の状況

区分	H27	H28	H29	H30	H31
世帯数	1,339	1,300	1,302	1,282	1,277

基準日 4月1日 (世帯)

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

⑤ 人口動態

出生と死亡における増減を見ると、減少数はさほど変わらないものの、出生では平成21年生まれの27人が最も多く、過去10年間の平均は17人となっています。

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
出生	27	19	22	18	15	15	17	9	11	15
死亡	43	37	50	49	49	38	40	41	41	56
増減	△16	△18	△28	△31	△34	△23	△23	△32	△30	△29

各年4月～3月（人）

転入と転出の関係を見ると、過去10年ではすべて減少しており、今後も減少していくことが予測されます。

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
転入	123	156	182	196	207	167	167	187	127	210
転出	133	168	220	213	211	173	230	206	169	229
増減	△10	△12	△38	△17	△4	△6	△63	△19	△42	△19

各年4月～3月（人）

⑥ 出生率・合計特殊出生率

最新の出生率・合計特殊出生率については現在、国の統計が発表されていませんが、出生数は減少傾向にあり、出生率も低下していくことが予測されます。

項目	全国	北海道	稚内保健所	利尻富士町
出生率	8.4%	7.3%	7.3%	7.2%
合計特殊出生率	1.38人	1.25人	1.55人	1.42人

※厚生労働省 平成20年～24年 人口動態保健所・市区町村別統計

2. 保育サービス等の状況

(1) 保育所の状況

本町に所在する保育所は公設の認可保育所2箇所となっており、いずれも本町が運営しています。

① 入所児の推移

< 鷺泊保育所 >

区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H27	人数	0	2	11	13	10	19	55
	構成比	0	3.6%	20%	23.6%	18.2%	34.6%	100%
H28	人数	0	3	6	18	14	13	54
	構成比	0	5.6%	11.1%	33.3%	25.9%	24.1%	100%
H29	人数	0	3	9	8	15	14	49
	構成比	0	6.1%	18.4%	16.3%	30.6%	28.6%	100%
H30	人数	0	1	5	11	9	15	41
	構成比	0	2.4%	12.2%	26.8%	22.0%	36.6%	100%
H31	人数	0	2	3	8	12	9	34
	構成比	0	5.9%	8.8%	23.5%	35.3%	26.5%	100%

4月1日現在（人）

< 鬼脇保育所 >

区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H27	人数	0	4	3	8	4	7	26
	構成比	0	15.4%	11.5%	30.8%	15.4%	26.9%	100%
H28	人数	0	2	6	6	9	4	27
	構成比	0	7.4%	22.2%	22.2%	33.4%	14.8%	100%
H29	人数	0	0	4	6	8	8	26
	構成比	0	0	15.4%	23.0%	30.8%	30.8%	100%
H30	人数	1	1	2	4	7	8	23
	構成比	4.3	4.3%	8.7%	17.4%	30.5%	34.8%	100%
H31	人数	0	2	1	3	4	7	17
	構成比	0	11.8%	5.9%	17.6%	23.5%	41.2%	100%

4月1日現在（人）

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

(2) 小中学校の状況

小中学校児童の推移

○ 小学校

()はうち特別支援児童数

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
鴛泊小学校	1学年	17	18	13 (1)	13	14
	2学年	17	17	18	14 (1)	14
	3学年	25	18	15	17	11 (1)
	4学年	14	25	18	14	16
	5学年	24	14	23	17	13
	6学年	17 (2)	22	15	22	17
	計	114 (2)	114	102 (1)	97 (1)	85 (1)
利尻小学校	1学年	6	7	3 (1)	8	7 (1)
	2学年	5	5	7	3 (1)	8
	3学年	5	4	5	6 (1)	3 (1)
	4学年	6	5	4	5	6 (1)
	5学年	4	7	6	3	5
	6学年	6 (1)	3	6	6	3
	計	32 (1)	31	31 (1)	31 (2)	32 (3)

5月1日現在 (人)

○ 中学校

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
鴛泊	1学年	20	16 (1)	22	13	20
	2学年	10	19	15 (1)	20	12
	3学年	14	10	19	15 (1)	20
	計	44	45 (1)	56 (1)	48 (1)	52
鬼脇	1学年	5 (2)	6 (1)	3	5	6
	2学年	6	5 (2)	4 (1)	3	5
	3学年	2	6	5 (2)	4 (1)	3
	計	13 (2)	17 (3)	12 (3)	12 (1)	14

5月1日現在 (人)

第3章 計画の基本的目標

1. 計画の方向性と基本目標

計画の方向性

利尻富士町では、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行等により、子ども及びその過程を取り巻く環境は様々な問題や課題を抱えています。

本計画では、利尻富士町で生活を営むすべての子供が健やかに成長することができる環境を創造することを目的に、家庭・地域などの変化を踏まえながら、子ども・子育て支援法などの子どもに関する法律の遵守をはじめ、教育・保育に係る支援給付、子どもをを療育している保護者などへの支援も合わせて行っていくため、基本理念に「子どもが健やかに生まれ育つ地域づくり」を掲げます。

基本目標

基本理念のもと、次の5つの目標にて推進を図ります。

1. 地域における子育ての支援

全ての子育て家庭が孤立することなく、安心して子どもを育てられるように、地域で支える子育て支援の充実を図ります。

子育て支援サービスの充実を図るとともに、これらを身近で利用しやすいものとするために、受け取りやすい形での情報提供や子育て中の保護者の交流や相談の場づくりを図り、子育て家庭のみならず地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

2. 母性・乳幼児等の健康の確保及び推進

母親の出産前後の心身両面のケアを厚くするなど、母親が安全に安心して子どもを産み育てることができるように支援するとともに、子どもの発育や成長段階に応じて一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎を築いていきます。

3. 子どものすこやかな成長に資する教育環境の整備

子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、教育・保育・学校等が連携し、子どもの成長段階に応じた教育内容、環境整備、学習環境の向上を図ります。

子どもの両親などの子育てに対する意識を向上し、家庭の子育て力の向上を図るとともに、地域の様々な資源を活用し、地域の子どもたちを地域の人たちで育てていける環境を推進していきます。

4. 支援が必要な児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭への自立促進、療育が必要な子ども及びその家庭に対しての充実した支援体制の整備を進めます。

意識の向上を図るとともに、医療機関のネットワークや地域全体が連携し、早期発見に努め、未然防止する体制整備もより一層推進します。

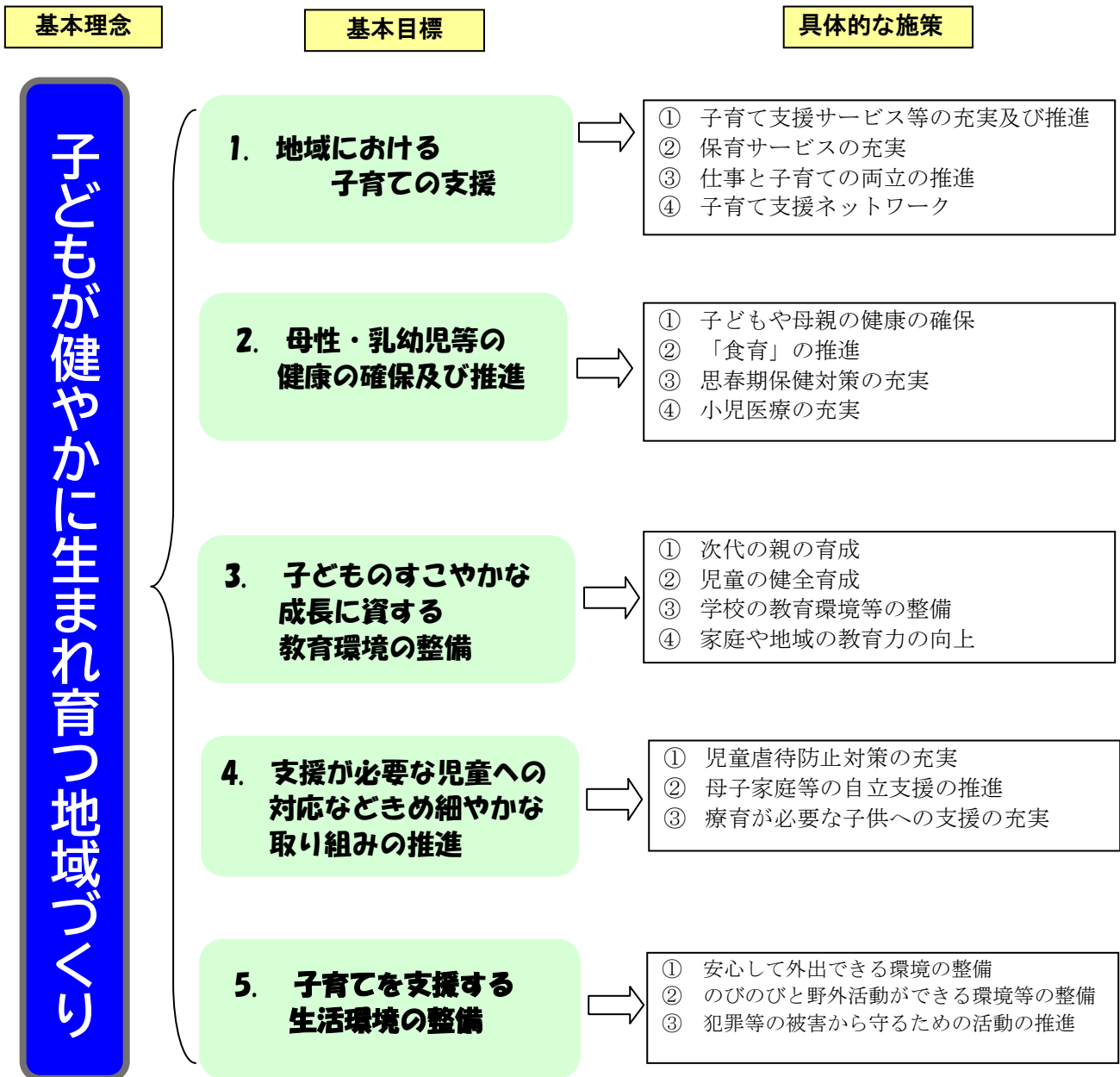
障がいのある子供の状況に応じた必要な支援を図ります。

5. 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが健やかに育つことのできる環境づくりを推進します。

子どもたちがのびのびとまちに出て遊び、また子育て家庭が安全安心して出かけられるよう、道路・公園等を整備するとともに、子育て世帯の利用に配慮した施設・設備への改善を図ります。

2. 計画の施策体系



3. 計画の推進に向けて

本計画の基本目標の実現に向けた各種事業の実施にあたっては、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。

また、本計画における事業の目標は、その進捗状況を毎年点検・評価し、町民の意見を反映させながら適宜見直しを行います。

第4章 教育・保育提供区域等の設定

1. 教育・保育提供区域の考え方

(1) 提供区域とは

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

(2) 考え方

地域特性を踏まえた区域設定を、以下の条件を考慮して設定します。

項 目	内 容
目 的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定
設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案
具体的な区域のイメージ	小・中学校校区単位、町内会単位など地域の実情に応じて設定可能
区域の広さの考え方	保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域
区 域 設 定	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定

※（子ども・子育て支援法第61条、基本指針 第三の二の1 関係）

2. 教育・保育提供区域の設定

(1) 利尻富士町における教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳児）	2区域	町内各学校区と同様の区域とする。 1. 鷲泊地区1区域 2. 鬼脇地区1区域 計 2区域
2号認定（3～5歳児）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳児）		

※ 1号認定 → 満3歳以上で、教育を希望される場合（例：幼稚園、認定こども園）

2号認定 → 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合（例：保育所（園）、認定こども園）

3号認定 → 満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合（例：保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業）

第4章 教育・保育提供区域の設定

(2) 利尻富士町における地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

子ども・子育て支援事業計画の法定11事業についての区域設定となります。

(※事業内容については、第6章を参照)

11事業	提供区域	考え方
利用者支援事業	1区域	町全体を1つの区域として事業の実施内容を検討していきます。
地域子育て支援拠点事業	1区域	町全体を1つの区域として事業の実施内容を検討していきます。
妊婦健康診査	1区域	町内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	1区域	町内全域とします。
養育支援訪問事業	1区域	町内全域とします。
子育て短期支援事業	1区域	町全体を1つの区域として事業の実施内容を検討していきます。
ファミリーサポートセンター事業 (子育て援助活動支援事業)	1区域	町内全域とします。
一時預かり事業	1区域	町全体を1つの区域として事業の実施内容を検討していきます。
延長保育事業	2区域	鷺泊地区と鬼脇地区の2区域とします。
病児・病後児保育事業	1区域	町全体を1つの区域として事業の実施内容を検討していきます。
放課後子ども総合プラン	2区域	鷺泊地区と鬼脇地区の2区域とします。

第5章 量の見込みと確保の内容

1. 量の見込みの考え方

各年度における提供区域ごとの量の見込みは、居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえて認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

(1) 認定区分

保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づいて保育の必要性を認定したうえで施設型給付を支給する仕組み。

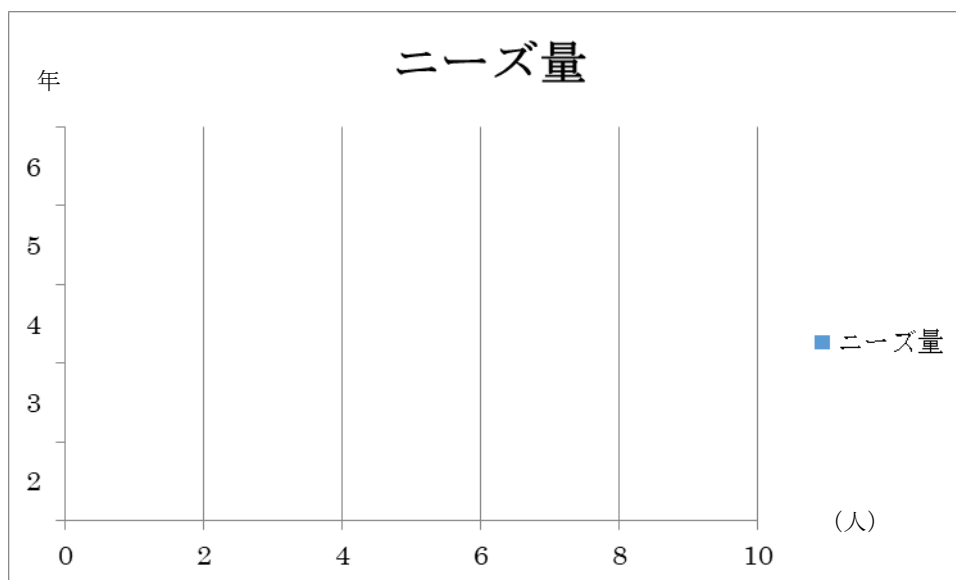
区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳児	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に 幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳児	保育の必要性あり (保育認定)	主に 保育所 認定こども園
3号認定	0歳児 1. 2歳児	保育の必要性あり (保育認定)	主に 保育所 認定こども園 地域型保育事業

※ 施設型給付：保護者本人への給付ではなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われる。

2. 提供体制と確保と実施時期

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

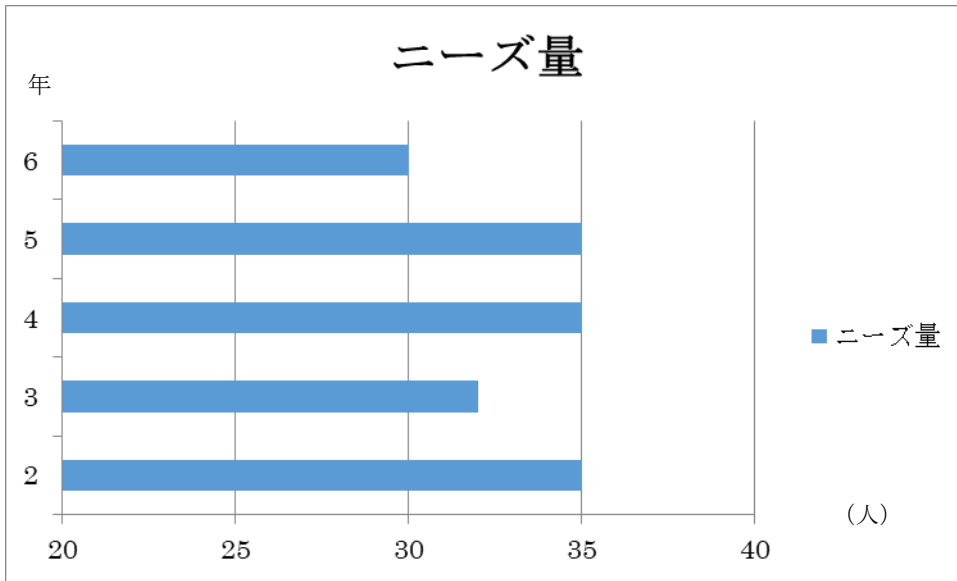
■ 量の見込み



※ 必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(2) 2号認定 (3歳以上、保育所を利用希望)

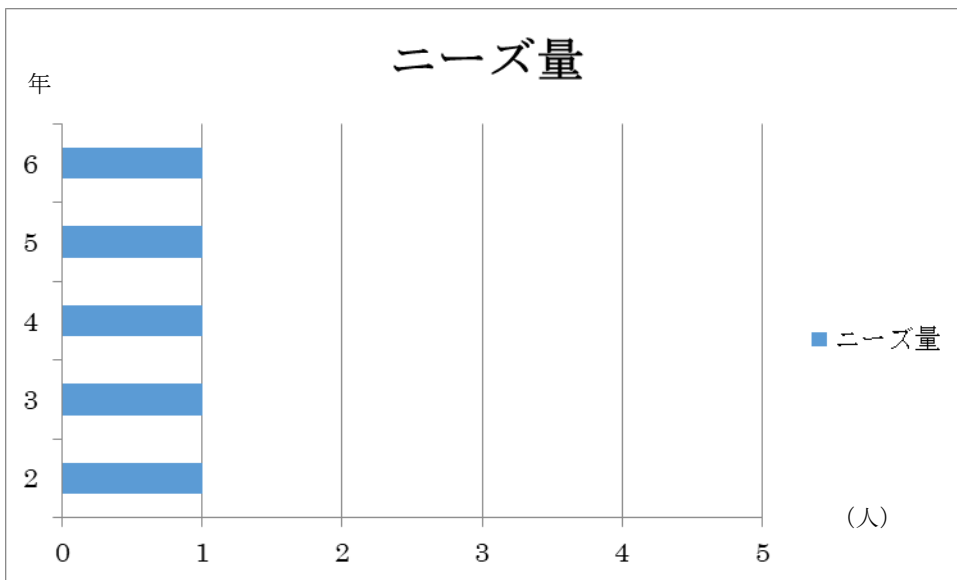
■ 量の見込み



※ 必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 3号認定 (0歳児、保育所を利用希望)

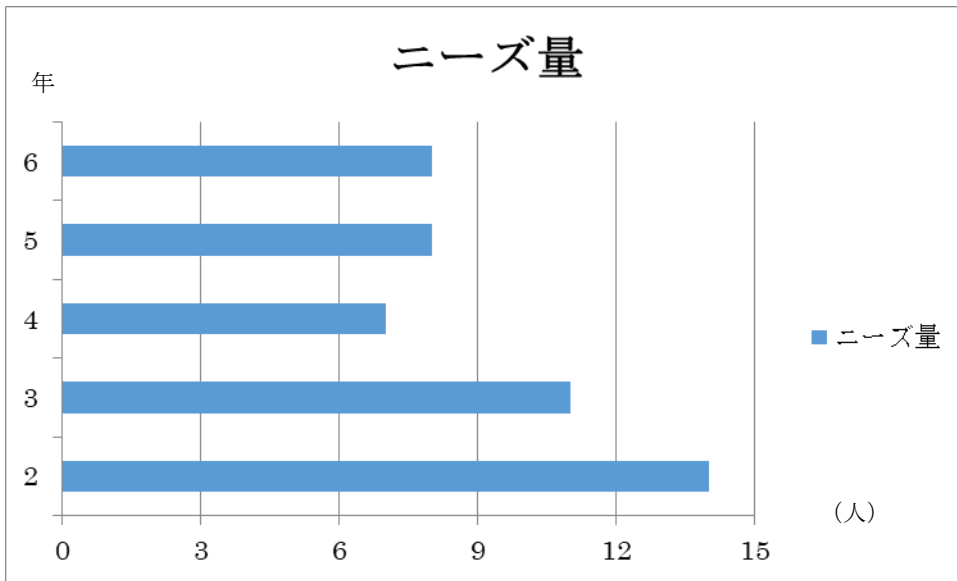
■ 量の見込み



※ 必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(4) 3号認定 (1. 2歳児、保育所を利用希望)

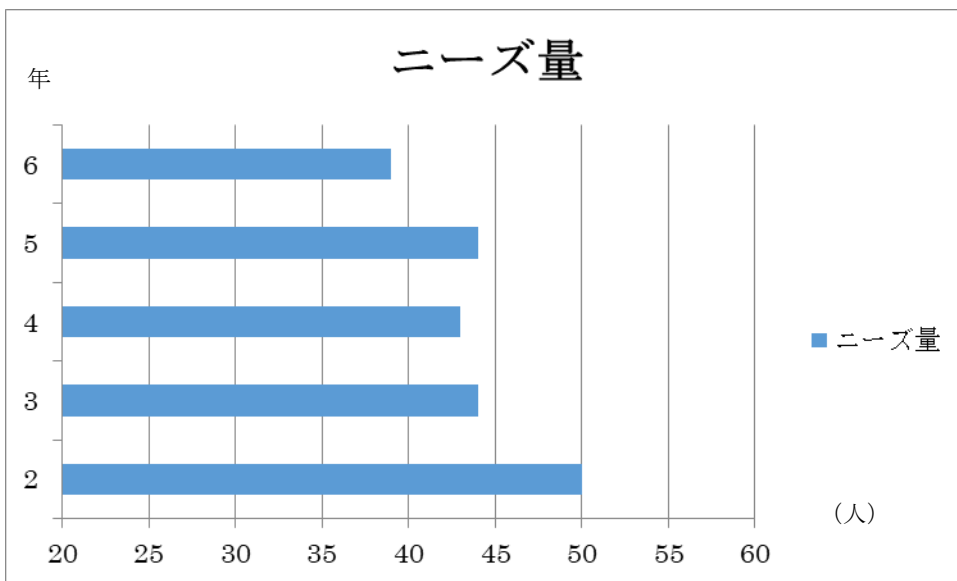
■ 量の見込み



※ 必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(5) 2～3号認定計 (保育所を利用希望)

■ 量の見込み



※ 必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

3. 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
①	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。	0～就学前まで、 1～6年生まで
②	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業	0～5歳 (未就学児対象)
③	妊婦健康診査	妊娠中の母親の健康状態や、お腹の赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診14回分を公費負担し、必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳幼児がいる全ての家庭を保健師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行う事業	0歳
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	要支援児童 特定妊婦 要保護児童
⑥	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	0～18歳
⑦	ファミリーサポートセンター事業	利用会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	0～就学前まで、 1～6年生まで
⑧	一時預かり事業	保育所における在所児を対象とした一時預かり（預かり保育） 保育所とその他の場所での一時預かり	3～就学前まで (保育所) 0～就学前まで
⑨	時間外・延長保育事業	8時間を超えて保育を行う事業	0～就学前まで
⑩	病児・病後児保育事業	病院、保育所等付設の専用スペースで看護師などが一時的に保育する事業	0～就学前まで、 1～6年生まで
⑪	放課後子ども総合プラン	放課後等、域内のすべての小学生に、安全・安心な居場所を設け、学習やスポーツ等様々な体験の場を提供する事業	1～3年生 4～6年生

(2) 量の見込みと確保方策等

地域の子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 利用者支援事業

子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。
【利尻富士町では、現在未実施です。計画期間中に実施に向けた検討をします。】

■ 量の見込み

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育所などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などの事業を展開するものです。

【利尻富士町では、現在未実施です。計画期間中に実施に向けた検討をします。】

■ 量の見込み

(単位：人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

③ 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

【利尻富士町では、現状に引き続き実施していきます。】

■ 量の見込み

(単位：人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6	8	8	8	8
確保方策	12	12	12	12	12

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことにも繋がります。

【利尻富士町では、現状に引き続き実施していきます。】

■ 量の見込み

(単位：人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6	8	8	8	8
確保方策	12	12	12	12	12

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

【利尻富士町では、現状に引き続き実施していきます。】

■ 量の見込み

(単位：人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	1	1	1	1	1

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

【利尻富士町では、現在未実施です。計画期間中の当事業の実施は見込みません。】

■ 量の見込み

(単位：人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

⑦ ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を図る事業です。

■ 量の見込み

(単位：人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	180	180	180	180	180
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において保育所とその他の場所で一時的に預かる事業です。

(ア) 保育所における在所児対象型

【利尻富士町では、現在未実施です。計画期間中の当事業の実施は見込みません。】

(イ) 保育所における在所児対象型以外

【利尻富士町では、現在未実施です。計画期間中の当事業の実施は見込みません。】

⑨ 時間外・延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて実施する事業です。

【利尻富士町では、現状に引き続き「鷺泊・鬼脇保育所」で実施していきます。】

■ 量の見込み (単位：人/日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	12	12	12	12	12

⑩ 病児・病後児保育事業

0歳から小学6年生の児童が発熱等で急に病気になった場合や、回復しつつある児童等を、病院・保育所等に付設された専用スペースにて、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などで看護師等が緊急的に対応を行う事業です。

【利尻富士町では、現在未実施です。計画期間中の当事業の実施は見込みません。】

⑪ 放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室）

放課後等、域内すべての小学生に、安全・安心な居場所を設け、学習やスポーツ等様々な体験の場を提供する事業です。

放課後子ども教室事業の継続と推進。また、保護者や地域ニーズを踏まえ、教育委員会と福祉課が連携して一体型への発展を図ります。

【利尻富士町では、引き続き「放課後子ども教室」にて実施していきます。】

■ 量の見込み (単位：人/日)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込	30	30	30	30	30
	確保方策	30	30	30	30	30
高学年	量の見込	15	15	15	15	15
	確保方策	20	20	20	20	20



4. 教育・保育の一時的提供の推進の検討 (認定こども園について)

教育・保育の一体的な提供の推進において単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第1に考え、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園や保育所等が認定こども園への移行する際や新設される際の受け入れ体制づくりを検討します。

(1) 認定こども園の特徴

- ・ 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する。
- ・ 地域の子育て支援を行う機能も併せ持つ。
- ・ 保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
- ・ 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。
- ・ 0～5歳児までの異年齢の子どもたちが一緒に育つ。

(2) 認定こども園の取り扱いについて

① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
- 一人ひとりの存在を受け止め、この時期の子どもにふさわしい生活の場を援助し、子どもの最善の利益を保障する保育を行う。

② 小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。
- 小学校との連携はもとより、他地域及び近隣の教育・保育施設との連携を図る。

5. 教育・保育施設の質の向上

教育・保育施設は、いずれも就学前の子供を教育・保育する場であることから、就学前の子どもの育ちを同じように保障し、人として生きる力の基礎が培われるようにすることが大切です。

そして、小学校における生活や学習等への移行を円滑にし、発達や学び、生活の連続性を確保し、総合的な指導の流れを一貫したものにすることが重要であります。

このことから、教育・保育施設の職員は、子どもの実態把握や指導などにおいて専門性や経験は極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図り質の向上に繋げていくことが必要です。

(1) 職員配置の充実

(2) 職員の資質向上に向けた研修等の充実を図る

6. 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 育休取得普及に向けた施策

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設・地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に各種事業を展開していきます。

合わせて、町内企業に対し、育休取得への関心を持ってもらえるような情報を発信して理解を進めていきます。

7. 子どもに関する専門的知識及び技術を要する支援に関する 道との連携

本町は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、道が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

第2期 利尻富士町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

発行 北海道 利尻富士町
編集 利尻富士町 福祉課

〒097-0101 利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野 6

<http://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp/>
fukushikaigo@town.rishirifuji.hokkaido.jp

TEL:0163-82-1113 FAX:0163-82-1373